

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に来ていた地域の婦人部の集金人に納付していた。しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

申立期間当時、領収証等を受け取ったと思うが、現在は保管していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に任意加入している上、申立期間以外の国民年金加入期間は、国民年金保険料を全て納付し、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っていることから、申立人の年金制度に対する理解及び納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る保険料をA郡B町（現在は、C市）において、地域の婦人部の集金人に納付したとしているところ、C市役所の回答及び社会保険庁長官（当時）表彰の記録から申立人が居住していたB町には、申立期間当時、納付組織があり、保険料を集金していたことが確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間及びその前後において、申立人の生活状況に変化は見られず、保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、申立期間について、妻と一緒に国民年金保険料の申請免除をしていたが、妻がテレビのニュースで追納できることを知り、平成元年の 4 月から 5 月頃、市役所に妻が追納を申し出たところ、市役所からは国庫金なので対応できないと言われた。そこで、市役所で聞いた連絡先へ電話して、夫婦二人分を毎月払いで追納したいと言ったが、時効で納められない期間が出てくるので一括払いにするようにと言われたため、私の分について納付書を送付してもらい、妻が一括で 5 万円弱（後で当時の書類を確認したら、3 万 9,600 円）の保険料を納付した。

しかし、年金の記録が申請免除のままになっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間以外の国民年金加入期間は、国民年金保険料を全て納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、また、納付年月日が確認できる昭和 63 年 11 月以降は、夫婦共にほぼ現年度納付しているほか、妻は、国民年金の強制加入と任意加入の種別変更手続も適切に行っており、夫婦共に納付意識が高かったものと認められる。

さらに、妻が追納したとする平成元年 4 月は一括して追納が可能な期間（10 年）内であり、妻の供述内容（i）追納額、ii）追納額には加算金が無かったこと、iii）追納に係る納付書の形状等）は具体的であり、当時の状況とも一致している。

加えて、申立人は、昭和 63 年 11 月に会社を退職しているものの、退職後に独立して仕事をしたとする業務内容及び収益状況についての供述も具体的であり、申立人の妻は、追納した時期は就職して収入があったとしていると

ころ、厚生年金保険の加入記録により、それが確認できることから、経済的に追納することは可能であったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月から49年3月まで  
② 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和47年1月にA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続をして以来、49年3月まで毎月、A信用金庫A本店（当時）で保険料を納付していた。また、同年4月から54年3月までの間は保険料を納付できなかったが、同町の民生金庫貸付事業により借りた20万円に手持ちのお金を加えて、55年1月及び同年6月に、合計21万円以上の保険料を遡って納付した。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納となっており、納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日等から、昭和55年1月頃に払い出されたものと推認されることから、当該時点は、第3回特例納付の実施期間であったことから、申立期間②の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立期間②直前の昭和49年4月から52年6月までの保険料は第3回特例納付により納付済みとされており、申立人が短期間である申立期間②の保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、A町の民生金庫貸付事業により借りた20万円に手持ちのお金を加えて、合計21万円以上の保険料を遡って納付したと主張しているところ、当該金額は納付済みとされている昭和49年4月から52年6月までの期間及び52年10月から54年3月までの期間の保険料に申立期間②の保険料を加えた保険料額（21万3,960円）とおおむね一致している上、

B市は、「昭和 55 年当時、A町の民生金庫貸付事業の限度額は 20 万円であった。」と回答していることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和 47 年 1 月に国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を毎月、A信用金庫A本店で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり 55 年 1 月頃に払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、申立期間①当時の保険料の納付方法は 3 か月ごとの納付であったことから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立期間①当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は長期間に及んでいることから、申立人が金融機関で納付したとする保険料について、連続して事務処理の誤りが生じたとは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで  
平成3年6月1日から5年3月31日までA社に勤務し、同年4月1日からはB社に勤務した。

A社での厚生年金保険の資格喪失日が平成5年3月31日となっているが、同社から同日まで勤務していた証明書を発行してもらっており、給与明細書は無いが、所得税、雇用保険などだけ給与から引かれ、厚生年金保険料のみが引かれていなかったことはないと思う。

申立期間について、未加入の記録とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「人事記録簿」及び雇用保険の記録により、申立人は、平成3年6月1日から5年3月31日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が記憶する同僚及び申立事業所において申立期間前後の厚生年金保険の加入記録がある同僚8人について、資格喪失日を見ると、雇用保険の離職日と同日に資格喪失している者はいない上、7人が雇用保険の離職日の翌日に資格喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成5年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の資格喪失日を平成5年3月31日と誤って届け出たことは十分考えられるが、当時の記録が残っておらず不明である。」としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 広島厚生年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（67万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該日の標準賞与額に係る記録を67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私はA社で平成18年3月27日から2年間、契約社員（B業務）として勤務したが、申立期間において、18年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書、及びC社（A社の後継会社）から提出された「平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（67万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の賞与額から、67万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月15日の標準賞与額（67万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年6月まで

私は、平成8年2月に会社を退職後、同年3月に国民年金の加入を行ったが、その時は国民年金保険料を納付していなかった。

平成10年10月に、再度、国民年金に加入した後、現年度の保険料は口座振替で納付し、申立期間の保険料は、入手時期は不明だが、過年度保険料の納付書があったので、同年11月頃から14年までの間に、金融機関の窓口で16回から17回ぐらいに分けて、ほぼ毎月納付した。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年11月頃から申立期間の保険料の納付を始めたとしていることから、この時期であれば、申立期間のうち、時効により納付できない8年3月から同年9月までの保険料を除き、同年10月から9年6月までの保険料を過年度納付することは可能であったと推測できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人については、「第1号、第3号保険者取得勧奨対象者（勧奨事象発生日平成10年10月1日）」として、「未適用者一覧表（最終）」が平成12年8月21日に作成された記録があることから、申立人は、当該時点では、申立人が主張する10年10月の資格取得の手続きは行っておらず、申立人は、当該時期に申立人に対し行われた加入勧奨によって当該資格取得日に係る加入を行ったものと推測でき、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の平成10年10月分以降の保険料の納付年月日を見ると、同月分の保険料を12年11月10日に納付して以降、10年11月から12年3月までの過年度保険料を14年2月25日までにはほぼ毎月納付し、平成12年度の保険

料は平成13年1月10日に一括納付し、平成13年度の保険料は毎月現年度納付していることが確認できるとともに、平成14年4月から口座振替による納付を開始しており、申立人の記憶する納付状況とほぼ一致していることから、申立人の記憶は、10年10月分の保険料を納付した12年11月以降の保険料の納付に係るものであることが推測される。

さらに、申立人が保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、申立人は、申立期間の保険料を10年11月以降、16回から17回ぐらいに分けてほぼ毎月納付したとしているが、これらのすべての納付記録に漏れが生じる可能性は考え難い。

加えて、申立人は、国民健康保険についても、平成12年9月1日に加入手続を行い、同年10月16日に10年10月以降の国民健康保険料を納付していることがA市の回答により確認できることから、申立期間当時においても、国民健康保険の加入手続を行わず、国民年金の加入手続のみを行い、国民年金保険料を納付していたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月

日本年金機構の回答(平成22年5月26日付け)では、申立期間の国民年金保険料を昭和60年12月に還付されたことになっているが、私は、保険料を納付したことはあっても、今まで一度も還付金を受け取ったことは無い。どのように連絡し、どのように還付されたのかが不明であり、納得できないので申立期間の納付記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和60年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、申立期間の保険料は、昭和60年8月17日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和60年8月21日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、申立人は、同日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間は厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかである。

また、オンライン記録から、申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険加入による過誤納保険料となり、送金(支払)通知書が当時申立人の住所地であったB地C区Dを宛先として昭和60年12月3日に作成され、当該保険料は、同年12月5日にE銀行F支店(現在は、G銀行H支店)の申立人の普通預金口座に振り込まれたことが、同口座の取引推移一覧表から確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であり、国民年金は任意加入であることは知っていたが、亡くなった母親が、私の将来を案じて私が就職するまで国民年金保険料を納め続けてくれた。自宅と A 町役場が離れていたため、母親は同町の納付組織に保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入となっているのは納得がいかないため調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は平成 2 年 4 月 2 日とされており、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄においても、「平成 2 年 4 月 2 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない上、申立期間は学生であり、国民年金は任意加入対象期間となることから、20 歳到達時に遡って資格を取得することはできない。

また、社会保険事務所（当時）から A 町に払い出された昭和 59 年 11 月 7 日から 62 年 2 月 19 日までの国民年金手帳記号番号の中に申立人の氏名は無く、申立人は申立期間当時同町に居住していたとしていることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の母親が A 町の納付組織の集金人に保険料を納付したとしているところ、同町は当時の納付組織に係る資料は残っていないとし、当時の国民年金の集金担当者についても所在不明としている。

加えて、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、既に亡くなっており、申立期間当時の状況は不明である。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成5年5月から7年9月まで

私は、平成7年3月か同年4月頃、A市役所B出張所において、「今なら2年遡って国民年金保険料を支払えば、空白期間無く全期間納めることができる。」と言われたので、5年5月に遡って国民年金に加入し、2年分の保険料を一括納付した。その後は、毎月、金融機関で納付していたが、申立期間の納付記録が全く無いのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入前であることから、申立人が5年5月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立人が所持する年金手帳には、手帳記号番号の記載は無い上、氏名検索を行っても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄において、申立人は平成10年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該取得日はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、A市役所は、申立期間当時、B出張所では過年度の保険料は納付することができなかったとしていることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年7月から41年6月まで

私は、昭和36年4月に国民年金制度ができた当初から妻と一緒に国民年金に加入し、同年7月に事業所に就職し厚生年金保険に加入した後も、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。妻が、「会社勤めは長く続かないので国民年金に入っておいた方がよい。国民年金の保険料も払っておけば、厚生年金保険に上乘せしてもらえる。」などと言っていたことを覚えており、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿によれば妻と連番で払い出されており、昭和35年10月に国民年金に加入していることから、国民年金制度の発足当初に加入手続を行ったものと推認できる。

しかしながら、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は既に死亡しており、申立期間における国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録によれば、昭和63年9月の申立人の60歳到達時点及び平成8年11月の2回、厚生年金保険記号番号の統合処理が行われたことが確認できるが、いずれの時点においても国民年金保険料の重複納付による保険料還付の処理が行われた記録は見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月から8年2月まで

私は、申立期間の保険料を郵送されてきた納付書によって請求額どおりまとめて納付した。納付した金額や時期は覚えていないが、学生だった申立期間当時、アルバイト収入の中から保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により平成8年1月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、当該払出時点で申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、同名簿に申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間と同様に学生であった平成9年度の保険料について免除申請を行い、承認されていることから、学生であった期間の保険料を納付していた事情はうかがえない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成8年3月から9年3月までの保険料を10年4月10日に過年度納付したことが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付したとする時期及び納付金額等を具体的に記憶していないことから、当該過年度保険料の納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、短大在学中に20歳になったことから、昭和49年\*月に、母親がA市役所で国民年金の任意加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料1年分を同市役所でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が任意加入期間ではなく強制加入期間とされ、しかも未納とされていることに納得できない。

なお、2歳年上の姉も短大在学中に20歳になったことから、私と同様に母親が任意加入手続を行い、保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年\*月に、申立人の母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行うとともに、保険料1年分をまとめて納付したと申し立てているが、申立人は、加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は病気で話を聞くことができないため、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿によれば、昭和51年1月12日にA市において申立人の姉と連番で払い出されたことが確認でき、加入手続は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、50年12月頃に行われたものと推認される上、申立人は、申立期間及び当該加入手続時点を通じてA市に居住していることから、当該加入手続時点以前に同市において加入手続が行われた事情はうかがえないほか、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた記録は確認できず、申立人の母親が申立人の20歳直後の49年\*月に国民年金の任意加入手続を行っ

ていたとは考え難い。

さらに、申立人の姉は、20歳直後の期間が国民年金に未加入とされている上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、備考欄に、「新規 過年度セップスミ」との記載が確認できるところ、同市は当該記載内容について、「新規加入時において過年度分（昭和49年4月から50年3月まで）の手書きの納付書を市の窓口で発行したことを示すものと考えられる。」と回答していることから、申立期間の納付書は、申立人の母親が加入手続を行った時点で、過年度保険料の納付用として発行されたものとするのが自然であり、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を昭和49年\*月時点で納付したことは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月26日から同年5月28日まで  
② 昭和31年1月25日から同年2月1日まで

私は、昭和27年3月に専門学校を卒業し、同年4月26日からA事業所(現在は、B事業所)で勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年5月28日とされている。

また、昭和31年1月10日にA事業所を退職し、同月25日からC事業所(現在は、D事業所)で勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は同年2月1日とされている。

A事業所及びC事業所の人事関係記録では、それぞれ昭和27年4月26日、31年1月25日に採用となっており、申立期間の記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、B事業所から提出された申立人に係る「職員名簿」により、申立人が昭和27年4月26日に採用されていることが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所から提出された「社会保険台帳」には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和27年5月28日、健康保険証の番号は\*、厚生年金保険記号番号は「\*」と記載されており、これらの記録は、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日等と一致しており、事業主は申立人の資格取得日を27年5月28日として届け出ていることが確認できる。

また、申立ての事業所の現在の担当者は、「申立人の資格取得日の前後約5年間の職員の採用年月日と厚生年金保険の資格取得日を検証したが、資格取得日が採用日の数日後又は翌月となっており、当時、採用と同時に厚生年金保険に加入させるような統一的な事務処理が行われていた状況はみられない。」としており、申立ての事業所では、必ずしも全ての職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえ

る。

さらに、申立ての事業所では、「申立期間当時の保険料控除等に関する資料は残っていない。」としており、申立期間①における厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

- 2 申立期間②については、D事業所から提出された申立人に係る「職員任用内議書」及び申立人から提出された申立ての事業所が平成20年6月26日に作成した「在職期間証明書」により、申立人が申立ての事業所に昭和31年1月25日から在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和31年2月1日と記載され、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立ての事業所は、申立人の採用日と資格取得日が相違している原因については不明としているが、上記被保険者名簿により、昭和27年以降に被保険者資格を取得している者の資格取得日を検証したところ、27年から31年までの資格取得者127人のうち、月初日の1日が資格取得日とされている者が93人と大半を占めている上、30年及び31年の新卒採用者19人は4月10日(30年は4月10日が日曜日のため11日)が資格取得日とされ、各月1日以外の日が資格取得日とされている者は15人(うち、10人は男)であることが確認できることから、申立ての事業所では、月の途中で採用した者については翌月初日を資格取得日として届け出たものと推認できる。

さらに、申立ての事業所では「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は残っていないため、保険料控除については不明である。」としており、申立期間②における申立ての事業所の厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

- 3 申立人は、申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたとする具体的な記憶は無く、申立期間当時の同僚に聴取しても、申立期間において申立人の給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 広島厚生年金 事案 1969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃 から 31 年 5 月頃 まで

私は学校卒業後、知人に誘われ、知人と一緒にA社に入社し、住み込みで働いていた。

入社当初は、\*をしていたが、数か月後に\*の仕事に変わり、3年間従事し、知人と一緒に退職した。

正社員であったはずであり、知人には厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ厚生年金保険に加入していないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に一緒に入社したとする知人及び申立期間当時の同僚一人の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に申立ての事業所に勤務していた同僚で回答が得られた 14 人のうち 3 人は、「正社員や臨時社員の中には、厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」と述べているところ、申立人の同僚が、申立期間当時一緒に勤務していた者として名前を挙げた者のうち二人は、申立ての事業所において厚生年金保険の加入記録が無いこと等から、申立ての事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している同僚と同姓の二人に照会したが回答が得られない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立ての事業所の現在の事業主は、「昭和 58 年 7 月に事業を廃止し、店舗を建て替えた際に、当時の会社関係の書類は処分したため申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除の実態は不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする具体的な記憶は無く、同僚からも保険料の控除に係る具体的な供述は得られない。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1970（事案 1009、1548 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 8 月頃まで

これまで二度、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて申立てをしたが、認められなかった。

A社のB氏及びC氏と一緒に勤めていたことは間違いないので、この二人に事情を聞いて、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所であるA社は、昭和36年9月14日に解散し、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には同年4月以降に被保険者資格を取得した者は見当たらないこと、ii) 申立人は、36年11月21日に適用事業所となったD社で同日に資格取得し、37年3月11日までの間、厚生年金保険の被保険者となっているが、同社の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、同年3月11日以降についても申立人の名前は見当たらないこと、iii) A社及びD社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者に聴取しても、申立人の勤務実態及び保険料控除等に係る具体的な供述は得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、申立期間当時の同僚7人の名前を挙げているところ、i) 住所が確認できた4人、及び申立期間にA社又はD社で厚生年金保険の加入記録がある16人に文書照会を行ったところ、13人から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除に係る具体的な供述は得られなかったこと、ii) A社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、昭和36年11月21日にD社で被保険者資格を取得している5人（申立人を除く。）のうち4人は申立人が記憶する同僚であること、また、A社は同年9月に解散し、同時に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の主張する 36 年 6 月頃に同事業所に採用された者については、厚生年金保険被保険者とされなかったものと推測されること、iii) 申立人が昭和 37 年 3 月に D 社で厚生年金保険の被保険者でなくなって以降、同年 8 月までの期間については、申立人の勤務実態は確認できず、当該期間において保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間当時の同僚二人の名前を挙げて申立てを行っているが、当該同僚からは、既にこれまでの申立ての際に事情聴取を行っている上、申立人からは新たな資料の提出は無く、このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1971 (事案 1547 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月頃 から 37 年 4 月頃 まで

私は、昭和 36 年の盆前頃から 37 年 4 月頃まで、A社のB班で、C県のD事業場及びE県のF事業場の事業場の社員として勤務しており、E県で勤務した時には会社から健康保険証の交付を受けたことがあるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて、前回、申立てを行ったが、私はA社の直接雇用者ではなかったとして記録訂正は認められなかった。

しかし、A社B班がA社の下請け事業所であったことは認識しており、A社G支店から、A社B班という組織が存在したとの証言が得られたので、今回、改めて、A社B班を申立ての事業所として再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、班と称する組織で社員として勤務していたとする者については、社員記録が確認できた者はいないことから、同社の直接雇用者ではなく、下請けの社員であった可能性が高いとしていること、ii) 申立人は当時の上司及び同僚の姓のみしか記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の事実を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A社G支店においてA社B班の存在が確認できたと供述しているところ、同支店は、「A社B班については、これまでの取引関係からみて、現存するH社の前身であった可能性が高い。」と回答しているところ、H社は、「当社が株式会社になる前の個人事業主の時期からA社の仕事を請け負ったことからみて、A社B班は当社の前身であると思われる。

また、申立期間当時にC県のD事業場及びE県のF事業場の仕事を請け負った。」と回答していること、及び申立人が同僚として記憶する姓に一致する同社の厚生年金保険被保険者が「自分はA社B班に勤務していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B班で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、株式会社になった昭和40年9月\*日であり、個人事業主であった当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答しており、オンライン記録においてもA社B班が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、H社が保管する同社のI国民健康保険組合の加入申込書には、I国民健康保険組合に加入する昭和40年8月21日以前の厚生年金保険及び健康保険は、「A社にて一括加入」と記載されているところ、\*の事業が新たに厚生年金保険の適用業種に追加されたことに伴い28年8月に発出された国の通知により、\*等の事業に使用される者に関する厚生年金保険の適用については、\*等に使用される従業員及び\*の元請、下請け業者が雇用する基幹要員である常用的従業員にとどめるとされていること、A社が申立期間において加入していた同組合は、「当組合は、職員や常用労働者(基幹要員)を対象とした第1種組合員と日雇労働者を対象とした第2種組合員があり、第1種組合員は厚生年金保険に加入していたが、第2種組合員は厚生年金保険には加入していなかった。」と回答していることから判断すると、申立人については、申立期間当時、第2種組合員としてI国民健康保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、D事業場の仕事に従事していた元妻に出会い、E県のF事業場ではA社B班で一緒に勤務し、後に結婚した。」と供述しているところ、申立人の元妻は、申立期間において、厚生年金保険の加入記録は無く、昭和36年4月から40年1月までの間、国民年金に加入し、その保険料を納付している。

加えて、申立人の元妻に照会したが、体調不良のため回答が得られなかった上、申立人が同僚として記憶するA社B班に勤務していた者は、「申立人のことは覚えておらず、A社B班の社員の社会保険がどのようなになっていたかは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 8 月 9 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 45 年 9 月に就職し、49 年 2 月に結婚した後も勤務を続けたが、出産のため同年 8 月末に退職した。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務場所を変ったことも長期間休んだことも無く、途中で退職したことも無い上、当時の事業主は厳しい人で、休・退職した者を再雇用する方ではなかったため、なぜ加入記録が無いのか納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に昭和 45 年 9 月 1 日に就職し、49 年 8 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたと供述しているが、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は、45 年 9 月 1 日から 48 年 3 月 31 日までの期間及び同年 8 月 9 日から 49 年 8 月 31 日までの期間となっており、申立期間の加入記録は無い上、厚生年金保険の加入期間と一致する。

また、申立事業所から提出された「失業保険資格取得確認通知書」には、被保険者となった日は申立期間後の厚生年金保険の資格取得日と同じ「昭和 48 年 8 月 9 日」、区分は「再取得」、賃金月額は「57,400 円」と記載され、昭和 48 年 8 月 28 日付けのC公共職業安定所長の受理確認通知印が押されていることが確認できる上、申立人の申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の進達記録欄に、「資格取得届・48.8.29」と記載されていることから、同時期に申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の届出事務が行われたものと推測されるとともに、申立事業所で申立人と同時期に勤務し、自己都合により一旦退職した 10 か月後に復職している同僚のDに係る資格喪失時及び資格再取得時の標準報酬月額をみると、再取得時には 8,000 円が減額されているところ、申立人についても、資格喪失時の標準報酬月額は 6 万 4,000 円、再取得時は 5

万6,000円であり、8,000円が減額されていることが確認できることから、申立人は、前述の資格取得日に復職したことがうかがわれる。

さらに、前述の「失業保険資格取得確認通知書」には、申立人の住所は「C市E町」と記載され、被保険者確認印の欄には申立人の旧姓である「F」の印が押されていることが確認できることから、申立人は、当初、「申立事業所には、独り暮らしをしていたG町から通勤していた。」と供述していたが、再聴取の際には、「E町の知人宅に数か月間住んでいたことを思い出したが、E町から申立事業所に通勤したはっきりした記憶は無い。」としていることから、申立人の記憶は定かではないものの、申立期間において生活及び就労上の何らかの変化があったことがうかがえる。

加えて、申立人が記憶する同僚を含め、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚に照会しても、申立期間において継続して勤務していたとする具体的な供述は得られない上、申立事業所は、当時の関係資料は既に廃棄しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、長女が2歳又は3歳になった頃からA社に勤務していた。同社では、昭和38年4月から厚生年金保険の加入記録があることは確認できるが、これは同社のB市の市場にあった店舗に勤務していた時の加入記録であり、これ以前にC市Dで同社に勤務していた時の加入記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以前から申立事業所に勤務していたとしてるところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった36年3月から38年4月までの間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同性の同僚11人に照会した結果、回答があった7人全員が申立人を記憶していない上、申立人自身も当時の同僚を一人も記憶していないことから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、C市Dで勤務していた当時の厚生年金保険の加入記録が漏れているとしてるところ、B市の市場にあった申立事業所で勤務していた同僚は、「私は、妻とその母の三人でB市の市場でE社を営んでいたが、長男（昭和37年\*月生）が生後10か月頃に病気になり、その後入院し、妻が勤務できなくなったので、本店から派遣してもらった従業員がFさんという女性だったと思う。」としてるところから、申立人が同市の市場内で勤務していたのは、昭和38年9月以降であると推認されるところ、申立人の申立事業所での厚生年金保険の資格取得日は38年4月1日であることを踏まえると、申立人の申立事業所での厚生年金保険の加入記録には、C市Dで勤務した期間の加入記録も含まれているものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の夫の厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和36年5月13日から37年9月1日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者として認定されており、当該期間は申立期間と重複する。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 26 日から 5 年 6 月 28 日まで

私は、平成 3 年 7 月 8 日から 11 年 7 月 26 日まで A 社にパートとして継続して勤務した。入社してしばらくは同社の B 部署で勤務し、5 年 6 月に本社へ異動したが、ねんきん特別便を見ると、申立期間が国民年金の被保険者期間となっていることに気が付いた。

しかし、私は、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録により、申立事業所において平成 3 年 7 月 8 日から 11 年 7 月 25 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は、申立期間中の勤務時間について 9 時から 16 時までと供述しているところ、同僚照会で、申立人と同じ勤務時間であったパート従業員二人の名前が判明したが、当該二人の申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、ii) 申立人は、「私が機械を使うようになった頃（平成 5 年 6 月頃）に、勤務時間が 9 時から 17 時までと長くなった。」と供述しているところ、申立人は平成 5 年 6 月に厚生年金保険に再加入していることなどから、申立事業所は、勤務時間が短い従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の法定免除の記録は、平成 6 年 8 月 30 日に入力されていることが確認でき、これは、当初、申立期間が国民年金の未納期間であったが、後に、生活保護受給期間と判明したため、記録が法定免除（国民年金法第 89 条第二号）に訂正されたものと考えられる。このことから、社会保険事務所（当時）は、同年 8 月 30 日の時点で、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではないことを確認したものと考え

られる。

さらに、C市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、「厚生年番号」欄の上に「3.7.8-4.3.26 5.6.28-」と記載されているのが確認でき、この年月日は、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日と一致することから、C市は、申立人に係る年金記録を社会保険事務所に照会し、申立期間は厚生年金保険加入期間ではないことを確認していたものと考えられるほか、当該被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳における国民年金の記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、平成4年3月26日の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴い、同年4月7日に健康保険被保険者証を返還していることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立事業所は既に解散しており、当時の役員は、申立事業所に係る資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1977

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月頃から 50 年 4 月頃まで  
② 昭和 50 年 4 月頃から 51 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 7 月 5 日から 53 年 9 月 20 日まで  
④ 昭和 54 年 7 月 1 日から 56 年 1 月頃まで  
⑤ 昭和 56 年 1 月頃から 57 年 1 月頃まで  
⑥ 昭和 60 年 9 月 26 日から 61 年 4 月頃まで  
⑦ 昭和 62 年 2 月頃から 63 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務した。

申立期間②、③及び④について、昭和 50 年 4 月頃から 56 年 1 月頃までB社に運転手として継続して勤務しており、途中で退社し、再度入社したこともない。

申立期間⑤について、C社に勤務した。当該事業所には、先輩の依頼によって入社しており、社会保険加入が条件だったと思う。

申立期間⑥について、昭和 57 年 1 月頃から 61 年 4 月頃までD社又はE社に継続して勤務した。

申立期間⑦について、昭和 62 年 2 月頃から平成元年 3 月末までF社に継続して勤務した。

しかし、申立期間①から⑦までが厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、雇用保険の加入記録（昭和 49 年 7 月 8 日から 50 年 5 月 15 日まで）から、申立期間①とは一部期間が相違するものの、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、同社は、申立期間①当時から現在ま

で厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人は、「申立期間①当時、A社の従業員は、3人（事業主、その妻及び申立人）であった。」としていることから、同社は、適用事業所としての要件（当時は、常時使用する従業員が5人以上）を満たしていなかったことがうかがえる。

また、同社の事業主は既に死亡しており、その妻は入院中のため、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないが、事業主及びその妻は、申立期間①において共に国民年金に加入していることが確認できることから、同社は適用事業所ではなかったと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人のB社に係る雇用保険加入記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間②、③及び④において同社での厚生年金保険の加入記録がある者に照会し、回答のあった13人のうち3人は、申立人を覚えているとしているものの、申立人の在籍期間は不明としていることから、当該期間における申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、同社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②、③及び④に係る勤務実態及び保険料控除に係る詳細を確認することができない。

加えて、申立人は、同社において被保険者資格を2回喪失しているところ、それぞれ申立人の健康保険被保険者証が返納された記録が確認できる。

その上、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致する上、同社に係る被保険者原票を見ても、申立期間②、③及び④において健康保険番号に欠番は無く、申立人の原票は見当たらない。

- 3 申立期間⑤について、申立人が勤務したとするC社は、オンライン記録では適用事業所として記録されていない上、申立人は、「同社は個人事業であり、従業員は1人だった。」としていることから、同社は、申立期間⑤当時、適用事業所としての要件（当時は、常時使用する従業員が5人以上）を満たしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、同社の事業主について姓しか覚えておらず、当該事業主を特定することはできないことから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態及び保険料控除に係る詳細を確認することができない。

- 4 申立期間⑥について、申立人は、D社（現在は、E社）又はE社に勤務したとしているところ、申立人の雇用保険加入記録を見ると、E社において昭和57年1月5日から60年7月25日までの期間及びD社において60年7月26日から同年9月25日までの期間の加入記録となっており、この両社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

また、E社は、申立人に係る同社の被保険者資格取得確認通知書（昭和57年1月5日取得）及び被保険者資格喪失確認通知書（昭和60年7月26日喪失）を保管しているところ、この記録も申立人のオンライン記録と一致

している。

さらに、D社において厚生年金保険の加入記録がある者に照会し、4人から回答があったが、全員が申立人を覚えているとしているものの、在籍期間は不明としていることから、申立期間⑥における申立人の勤務実態は確認できない。

加えて、E社は、申立人に係る在籍及び保険料控除が確認できる資料は既に廃棄済みのため不明としており、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び保険料控除に係る詳細を確認することができない。

その上、申立人の両社に係る被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している上、両社に係る被保険者原票では、申立期間⑥において健康保険番号に欠番は無く、申立人の原票は見当たらない。

- 5 申立期間⑦について、申立人の雇用保険加入記録では、申立人は、昭和62年5月8日から平成元年3月31日までF社において被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間⑦のうち昭和62年5月8日以後は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社が保管する厚生年金保険の適用通知書及びオンライン記録により、同社は、昭和63年6月1日に適用事業所となっており、申立期間⑦においては、適用事業所ではない。

また、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、同社が適用事業所となった昭和63年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「申立期間⑦に係る労働者名簿及び賃金台帳は保管しておらず、申立人の勤務実態等は不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、従業員の給与から厚生年金保険料は控除しておらず、従業員は各自で国民年金に加入していた。」と回答している。

さらに、同社において、申立人と同日に被保険者資格を取得している者に照会し、回答のあった1人は、「申立期間当時、F社は、厚生年金保険に加入していなかったため、私は、国民年金に加入していた。その間、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」としている。

加えて、オンライン記録では、申立人は、申立期間⑦において、国民年金に加入し、保険料納付済期間となっている。

- 6 このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から 52 年 12 月 29 日まで A 社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

それにもかかわらず、昭和 46 年 6 月 10 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、この間に会社を辞める理由は無く、会社都合などの事情も聞いたことがないので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚調査の結果、回答のあった 8 人のうち 5 人が申立人を知っており、そのうち 3 人が、「申立人は、昭和 46 年には申立事業所を辞めていないと思う。」と回答していることから、申立人が申立期間に申立事業所に在籍していたことは推認される。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録を見ると、昭和 42 年 3 月 25 日に資格取得し、45 年 12 月 30 日に離職した後、48 年 12 月 15 日に再度資格取得し、52 年 12 月 25 日に離職しており、申立期間に係る加入記録は無い。

また、調査の過程で名前の挙がった申立期間当時の同僚の中には、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない者がいるほか、オンライン記録によると、申立事業所において昭和 30 年代から 50 年代までの間に一旦被保険者資格を喪失した後、再度資格取得している同僚が申立人以外に 9 人確認でき、その中の 1 人は、「申立事業所に言われて一時期被保険者資格を喪失していた。」としていることから、申立事業所は、従業員によっては被保険者扱いとせず、あるいは、一旦被保険者資格を喪失させていた状況がうかがえる。

さらに、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記



録は、オンライン記録と一致しているほか、申立人の申立事業所の最初の被保険者期間に係る被保険者原票に「証回収」の記載があり、健康保険被保険者証が回収されていたことが確認できる。

加えて、申立事業所は既に解散しており、申立人に係る当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができず、このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月20日から同年12月30日まで

私は、A社から仕事を請けていた同僚の自宅の作業場で、昭和48年8月頃から49年12月末頃まで勤務していた。この間、A社で厚生年金保険に加入させてもらっていた。

しかし、厚生年金保険の加入記録が昭和49年7月20日までとなっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びその夫は、「申立人は、申立期間においても継続して勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことが推認できるほか、当該同僚の夫は、「申立期間当時、私の自宅で勤務していた人の賃金計算は私が行っており、賃金から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

しかしながら、同僚の夫は、保険料の控除の方法について、あらかじめ申立事業所が厚生年金保険料を控除した工賃を同僚の夫のところへ送金していたとしていることから、同僚の夫が申立人の給与から厚生年金保険料を直接控除していたわけではない。

また、申立人は、「給与は、申立事業所から支給されていたわけではなく同僚から手渡しで受けていた。」とし、同僚の夫は、「申立事業所と申立人は直接的な雇用関係は無く、私が申立事業所から個人事業主の形で仕事を請け、私が申立人に給与を支払っていた。」と回答していることから、申立人と申立事業所との間には直接的な雇用関係は無かったものと推認される。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和49年7月20日の被保険者資格の喪失に伴い、同年7月30日に健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納している記録が確認できる。

加えて、申立期間のうち、申立人の夫の被保険者原票により、申立人は、昭和49年10月23日に夫が加入する健康保険の被扶養者に認定されている上、申立人が所持する年金手帳及びB市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年11月12日に国民年金に任意加入し、その後の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立事業所は既に閉鎖されており、照会した当時の取締役二人のうち、回答があった一人は、「書類が無いため、当時の状況は分からない。」と回答し、申立人も給与明細書等を所持しておらず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月から21年6月まで  
父親が、申立期間にA社に在籍していたことは会社発行の証明書により明らかなので、当該期間に係る厚生年金保険の加入の有無を調査してほしい。  
(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社(申立事業所の承継会社)から提出された職員名簿により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社は、「申立人は外地採用であり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」である現在の日本国内とされていたことを踏まえると、「外地」であるCに所在する申立事業所の事務所に勤務していた申立人は、厚生年金保険の適用を受けなかったものと判断できる。

また、申立期間において労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用事業所であったD社、同社E工場、F社E工場及びA社G鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は見当たらない上、申立人の長男から提出された「旧F社H関係者名簿(昭和41年11月30日現在)」に名前が掲載されている者のうち、本人が特定できた15人について厚生年金保険の加入記録を調査したが、いずれも申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 8 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 14 年 4 月に A 社に入社し、学校に通いながら、鑄造用の木型作りの業務に従事した。19 年 11 月 1 日に軍に入隊するため一時的に会社を離れるまで、仕事内容に変化は無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び昭和 20 年 9 月 20 日付け解雇通知書等によれば、申立人は、申立事業所に 14 年 4 月 1 日に入社し、20 年 9 月 20 日に退職していることから、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、労働者年金保険制度が発足した昭和 17 年 1 月から厚生年金保険法が施行される 19 年 6 月までの間においては、労働者年金保険法の対象となる被保険者は工場等で肉体的労働に携わる男子労働者に限定され、精神的労働をもって管理事務に従事する職員等は被保険者とならないとされていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によれば、「資格喪失年月日 18. 4. 8 原因職員」と記載されており、申立人は 18 年 4 月 8 日に職員となって被保険者資格を喪失したことが確認できる上、申立事業所において、申立人と同様に職員となったことを原因として労働者年金保険の被保険者資格を喪失した者が 57 人確認できることから、申立人は、同日に工員から職員へ変更されたため、労働者年金保険法の対象となる被保険者ではなくなったものと考えられる。

また、昭和 19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法の施行により職員も厚生年金保険被保険者の対象となったことから、申立人は、同日に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得したものと考えられるところ、申立人の被保険者資格取得日は同年 10 月 1 日とされているが、これは同法に基づく厚生

年金保険料の徴収が同月から開始されたことと符合している。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1982 (事案 1493 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 1 月 4 日まで

申立てに係る第三者委員会の非あつせん通知書を受け取ったが、委員会の判断の理由として記載されている、「使用人異動報告書」に名前のある同僚の供述内容については、申立事業所と利害関係がある者であれば、信憑性<sup>びよう</sup>には疑義がある。また、通知書の中で、申立事業所は、「業務の採算性を考慮し、健康保険、厚生年金保険に加入することの様子を見ていた可能性がある。」とし、「厚生年金保険の加入について、他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がある。」としているが、申立事業所が届出を忘れていたという可能性が高いので、私の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったという明確な供述が無い以上、私の申立ては認められるべきである。

新たな資料は無いが、申立期間において、厚生年金保険料は間違いなく給与から控除されていたので、再度、審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、i) 申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できること、ii) 申立人は、健康保険証をもらったのは、翌年(昭和 57 年 1 月)になってからだったと供述しているところ、同僚は、「事務担当者が申立人の健康保険の加入手続を忘れていたようで、申立人の加入時期は、入社後しばらくしてからになったことは覚えている。」と供述していること、iii) 申立事業所の承継事業所は、「社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人は、



事務処理のコンピューター化のために初めて採用した社員で、コンピューター関係の業務量や採算性を考慮しながら、様子を見ていた可能性があり、事務の補助業務を行っていた社員とは社会保険の加入について、区別していたかも知れない。」と回答しており、厚生年金保険の加入について他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す新たな資料は無いが、同僚の供述内容は申立事業所と利害関係がある者であれば信憑性には疑義があること、及び申立事業所の回答内容からみて、申立事業所が届出を忘れていたという可能性が高いことから、申立人の給与から保険料が控除されていなかったという明確な供述が無い以上、申立ては認められるべきであると申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案の場合は、申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立期間において申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できることから、申立人は健康保険証をもらったのは、申立期間直後の昭和 57 年 1 月であったと供述していることから、申立期間において保険料を給与から控除されていたか否かを判断することとなるが、申立事業所の承継事業所の回答及び申立事業所とは利害関係が無いとする同僚の供述から、保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人は保険料を給与から控除されていたと主張するのみで、保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出や周辺事情に関する供述は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1983

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年春頃から60年4月15日まで

私は、昭和57年春頃にA市の公共職業安定所でB事業所を紹介され、同社の面接を経て採用され平成3年7月まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

なお、申立期間当時は、車を運転して車を1台ごと運ぶ陸送員の仕事をしていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の複数の同僚の供述から、申立人は、昭和57年春頃から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の複数の同僚は、「陸送員はアルバイトであり、正社員ではなかった。」とし、このうち一人は、「申立人は、申立期間当時、アルバイトであった。」と供述している上、申立事業所の給与計算及び社会保険事務を行っていた系列会社の担当者は、「申立人は、申立期間当時、陸送員として申立事業所で働いていたが、アルバイトとしての給与を支払っていた。また、厚生年金保険料については、正社員であれば社会保険事務所（当時）に届け出て控除していたが、アルバイトについては控除していなかった。」と供述している。

また、申立人は、「申立事業所で陸送員として3年ぐらい勤務した後、大型トラックに車を積載して運搬する仕事に変わった。」と供述しているところ、この時期は、申立人が申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期（昭和60年4月15日）とほぼ一致し、申立人は、申立期間当時、アルバイトであったとする前述の同僚の供述内容と符合する。

さらに、申立事業所における申立期間の雇用保険の加入記録は無い上、申立

期間当時の申立事業所の事業主は、「申立人は、B事業所の社名をC事業所に  
変更する際に、面接して正社員として採用した。」と供述していることから、  
申立人は、申立期間当時、申立事業所においては正社員ではなかったものと考えられる。

加えて、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る  
整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、ほかに申立人が申立  
期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを  
うかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立  
人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に  
より控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 63 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 3 月に A 社に入社し、平成 20 年 7 月末日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された申立人に係る退職金計算書により、申立人が昭和 59 年 3 月 29 日に申立事業所に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 63 年 6 月 1 日である上、申立事業所は、「賃金台帳など、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる資料は無い。」と回答しており、申立期間に申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 11 人は、「申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

また、同僚から提出された昭和 62 年 11 月時点の社員住所録に掲載されている社員 40 人について、同住所録に記載されている入社日と厚生年金保険の加入日を比較したところ、加入記録の無い者が 2 人、入社月の翌月以降に厚生年金保険に加入している者が申立人を含め 29 人確認できることから、申立事業所では入社と同時に全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれる上、申立期間について、申立事業所に係るオンライン記録の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、B 市 C 区役所が保管する申立人の世帯に係る国民健康保険の加入記録（期別収納状況）によれば、申立期間の一部期間（昭和 60 年から 63 年まで）

において国民健康保険に加入するとともに、申立期間の終期である昭和 63 年 5 月までの国民健康保険料が調定されていることが確認できるところ、当該期間において申立人と同一世帯であった申立人の妻、長女及び長男には厚生年金保険の加入記録があることを踏まえると、申立人は当該期間において国民健康保険に加入していたものと考えられ、健康保険及び厚生年金保険に加入していたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 7 日から 56 年 9 月 30 日まで

私は、代表取締役としてA社を設立し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 12 月 7 日から解散した 56 年 9 月 30 日までの間、当時の標準報酬等級表の最高額の標準報酬月額に見合う保険料を納付した。この間、給与を下げたことは一度も無いにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額が、当時の標準報酬等級表の最高額の標準報酬月額よりも低く記録されており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、当時の標準報酬等級表の最高額の標準報酬月額であったと申し立てており、オンライン記録によれば、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月から 50 年 7 月までの期間及び 54 年 8 月から 55 年 9 月までの期間の標準報酬月額は、当時の標準報酬等級表の最高額の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、標準報酬月額が遡及訂正された痕跡は認められず、申立期間において少なくとも 6 回は、標準報酬月額に係る月額変更届及び算定基礎届を提出する機会があったと考えられることから、代表取締役である申立人が、長期間にわたり標準報酬月額が低く届出されていたことを知らなかったとは考え難い。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る賃金台帳等を確認することはできない上、申立人は給与明細書等を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において申立事業所の代表取締役であったことが確認できることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。